

令和2年8月26日

2木観復第12号

最終改正 令和2年9月10日2木観復第20号

観光客受入環境整備支援金交付要領

(目的)

第1条 観光客受入環境整備支援金（以下「支援金」という。）は、御嶽山噴火により深刻な影響が生じている木曾地域における観光事業者（以下「事業者」という。）が、観光客の受入環境の整備（以下「環境整備」という。）を行う取組について支援することを目的とする。

(通則)

第2条 支援金の交付に関しては、長野県補助金等交付規則（昭和34年長野県規則第9号。以下「規則」という。）の規定を準用するほか、この要領の定めるところによる。

(支援対象者)

第3条 支援金の交付対象となる者は、次の各号をすべて満たす事業者とする。

- (1) 木曾郡内に事業所を有する事業者であること。
- (2) 主として観光客をサービスの対象とする飲食店、宿泊施設、小売店、観光施設等を経営する事業者であること。
- (3) 次のいずれにも該当しないこと。

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）である又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有している。

- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業を行っていないこと。

2 前項（2）の規定にかかわらず、木曾観光復興対策協議会長（以下「協議会長」という。）が主として観光客をサービスの対象とする事業者と認めた場合は支援対象者とする。

(支援対象経費等)

第4条 支援金の交付対象となる経費は、次の各号をすべて満たす経費とし、予算の範囲内において交付する。

- (1) 使用目的が環境整備の遂行に必要なものと明確に特定できる経費
- (2) 令和2年5月14日以降に発生し、令和3年2月28日までに支払が完了した経費
- (3) 証拠資料等によって支払金額が確認できる経費
- (4) 他の補助金等の交付を受けない経費

| 支援対象事業 | 支援対象経費 |
|---------------------------|-------------|
| ①無料公衆無線 LAN 環境の整備 | 機器購入費用 |
| ②多言語化 | 設置費用 |
| ③キャッシュレス決済環境の整備 | 設置に伴う関連工事費用 |
| ④バリアフリー化 | 撤去費用 |
| ⑤その他環境整備に必要であると協議会長が認めた事業 | 設計費用 諸経費 |

| 支援対象外経費 |
|-------------------|
| ①事務用品等の消耗品費 |
| ②ランニングコスト |
| ③レンタル・リース費用 |
| ④建築基準法等に定める法定検査費用 |
| ⑤代金支払いのための振込手数料 |
| ⑥租税公課（消費税・地方消費税） |

(支援率等)

第5条 支援金に係る支援率等は以下のとおりとする。

| | |
|-----|-----------|
| 支援率 | 9/10 以内 |
| 支援額 | 上限 200 千円 |

2 支援金の額に千円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

(交付申請)

第6条 支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、観光客受入環境整備支援金交付申請書（様式第1号。以下「交付申請書」という。）及び観光客受入環境整備支援金提出書類確認表（様式第2号。以下「確認表」という。）に次の各号に掲げる書類を添えて、協議会長に提出しなければならない。

- (1) 営業活動を行っていることがわかる書類（直近の決算報告書の写し等）

(2) 事業内容及び申請金額が確認できる書類（見積書の写し等）

(3) その他協議会長が必要とする書類

2 交付申請は1事業者につき、1回のみ申請とする。

3 第1項に規定する書類の提出期限は、協議会長が別に定めるものとする。

(支援金の交付決定)

第7条 協議会長は、第6条の申請があった場合は、その内容を審査の上、支援金交付の可否及び支援金額を決定し、申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

第8条 規則第5条に規定する補助金等の交付の条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 事業を中止し、又は廃止する場合には、あらかじめ観光客受入環境整備支援金事業中止（廃止）承認申請書（様式第3号。以下「承認申請書」という。）を協議会長に提出し、その承認を受けること。

(2) 事業に係る書類は事業の終了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整理保存すること。

(申請の取下げ)

第9条 規則第7条に規定する申請の取下げを行うことのできる期間は、交付決定の日から30日以内とする。

(実績報告)

第10条 交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、支援事業が完了したときは、観光客受入環境整備支援金実績報告書兼請求書（様式第4号。以下「報告書」という。）及び確認表に、次の各号に掲げる書類を添えて、協議会長に提出しなければならない。

(1) 事業内容及び支払金額が確認できる書類（写真及び領収書の写し等）

(2) 振込口座と口座名義がわかる書類（通帳の見開きページの写し等）

(3) その他協議会長が必要とする書類

2 前項に規定する書類の提出は、事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は令和3年2月28日のいずれか早い日までに行わなければならない。

(支援金の支払)

第11条 協議会長は、第10条の報告があった場合は、交付決定者に対し支援金額を上限とし、支援金を支払うものとする。

(不当利益の返還)

第 12 条 協議会長は、偽りその他不正の行為により支援金の交付を受けた者があるときは、その者から支援金を返還させることができる。

(その他)

第 13 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項については、協議会長が別に定める。

附則

この要領は、令和 2 年 9 月 1 日から施行し、令和 2 年 5 月 14 日から適用する。